

確認申請書の添付書類

	建築物			工作物	昇降機	部数	備考
	1号	2号、3号	4号				
現地調査票	○	○	○	○		1	
建築計画概要書	○	○	○	※3		1	消防通知のものは+1部
建築工事届	○	○	○			1	建築部分、除却部分が10㎡を超えるものに限る
建築(同意・通知)消防調書	○	○	○		○	1	消防同意が必要なものは必要図面を添付
確認申請書(以下構成書類)	○	○	○	○	※4	2	構造計算適合性判定が必要な場合は+1部
・確認申請書(法定書式)	○	○	○	○	○	→	確認申請書毎添付
・委任状	○	○	○	○	○	1	正本に添付で可
・1/2500都市計画図の写し	○	○	○	○		→	確認申請書毎添付(以下同じ)
・公図	○	○	○	○			
・建築士免許証の写し	○	○	○	○	○		建築士が設計又は工事監理する場合に限る
・付近見取図	○	○	○	○	○		
・配置図	○	○	○	○			敷地断面図含む(縦・横各1面 敷地境界線の外20mの範囲)
・各階平面図	○	○	○		○		
・その他省令で求める図面	○※2	○※2	※1	○	○		
・居室の使用建築材料表	○※2	○※2	○※2				
・居室の機械換気設備	○※2	○※2	○※2				
・構造図	○※2	○※2	※1	○	○※2		
・構造計算書		○※2		○	○※2		

※1 建築士以外が設計した場合は添付

※2 型式適合認定を受けている建築物及び建築物の部分を除く

※3 法第88条第2項に該当するものは築造計画概要書を提出

※4 昇降機は消防通知のものを含め3部

その他の書類について

	届出等	部数	備考
浄化槽を設置する場合	浄化槽設置届	3	建築確認を伴わない場合下水道総務課提出
2項道路等に接する場合	道路協議書(二項、一項3号、その他必要な場合)	2	市道の場合は+1部(道路管理課又は支所に提出)
作業場を有する場合	工場調書・危険物調書	→	確認申請書毎添付
許可(建築基準法、都市計画法、屋外広告物条例等)が必要な場合	許可証の写し	→	確認申請書毎添付
不適合既存建築物に増築をする場合	不適合既存建築物届	2	確認申請書受理前に提出 (4号物件は確認申請時の提出でかまいません。)

保健所への通知が必要となる建築物 → 通知が必要な建築物は確認申請書を+1部、添付してください。

特定建築物	8,000㎡以上の学校教育法第一条に規定する学校、3,000㎡以上の興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場、店舗、事務所、学校教育法第一条に規定する学校以外の学校、旅館
-------	--